

業庫第4号(例)

2021年2月18日

代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号)第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率の改定に伴い、標記規程(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、2021年4月1日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

○ 国庫送金編 特殊1 2. の注意事項(右ページ)④を横線のとおり改める。

④ 「所定の外貨の種類」(送金を要する外貨とし得る外貨の種類)および「所定の換算率」(外貨額から邦貨額を算出する場合の換算率)は、次表に掲げるとおり(令和23年4月1日から適用)。

1. アメリカ合衆国通貨	1 ドルにつき本邦通貨	<u>110108</u> 円
2. 英国通貨	1 スターリング・ポンドにつき本邦通貨	<u>140137</u> 円
3. 欧州経済通貨統合参加国通貨	1 ユーロにつき本邦通貨	<u>123121</u> 円
4. オーストラリア通貨	1 オーストラリア・ドルにつき本邦通貨	<u>7773</u> 円
5. カナダ通貨	1 カナダ・ドルにつき本邦通貨	<u>8380</u> 円
6. シンガポール通貨	1 シンガポール・ドルにつき本邦通貨	<u>8078</u> 円
7. スイス通貨	1 スイス・フランにつき本邦通貨	<u>110113</u> 円
8. スウェーデン通貨	1 スウェーデン・クローネにつき本邦通貨	<u>1211</u> 円
9. タイ通貨	100 バーツにつき本邦通貨	<u>348344</u> 円
10. 中華人民共和国(香港特別行政区)通貨	1 香港・ドルにつき本邦通貨	14円
11. デンマーク通貨	1 デンマーク・クローネにつき本邦通貨	<u>1716</u> 円
12. ノルウェー通貨	1 ノルウェー・クローネにつき本邦通貨	<u>1311</u> 円
13. ロシア通貨	100 ルーブルにつき本邦通貨	<u>168154</u> 円
14. アラブ首長国連邦通貨	1 ディルハムにつき本邦通貨	<u>3029</u> 円
15. チェコ通貨	100 コルナにつき本邦通貨	<u>479461</u> 円
16. ニュージーランド通貨	1 ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨	<u>7369</u> 円
17. サウジアラビア通貨	1 リヤールにつき本邦通貨	29円
18. インド通貨	100 ルピーにつき本邦通貨	<u>146</u> 円